

7石特第11号  
令和7年 4月1日  
東京都立石神井特別支援学校  
(校長決定)

## 東京都立石神井特別支援学校いじめ対策委員会設置要綱

### 第1 (名称)

この委員会の名称を「東京都立石神井特別支援学校いじめ対策委員会」(以下「委員会」)とする。

### 第2 (目的)

本校における、いじめ対策に関する事項について検討し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応等や被害の軽減並びに安全の確保を目的とし、全校の取組状況を把握し、マネジメントする。

### 第3 (所掌事項)

委員会は、次の事項を所掌する。

- 1 いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめの未然防止に関する取組の推進
- 3 いじめの早期発見・早期対応、重大事態の中核
- 4 学校サポートチーム、関係機関との連携

### 第4 (組織)

- 1 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、校長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副校長をもって充てる。
- 4 委員は、生活指導主任、生活指導担当主幹、小学部主任、中学部主任、その他、校長が必要と認める者

### 第5 (任期)

委員の任期は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

### 第6 (委員会の開催)

原則として、年2回、または必要に応じて適宜開催する。

### (附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。